

住居確保給付金のご案内



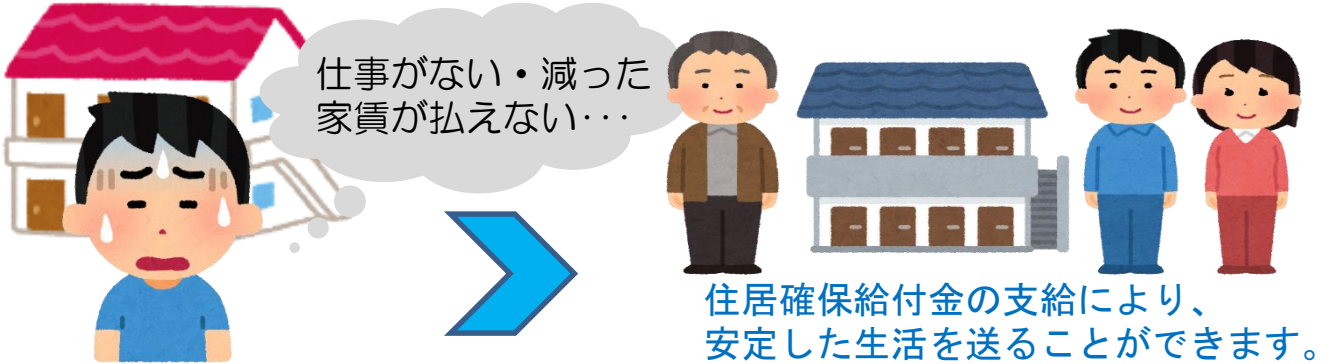
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



支給額

月ごとに家賃額を支給します。

ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入合計額が、基準額（単身世帯7.8万円、2人世帯11.5万円、3人世帯14万円…）を超える場合については、次の計算式により算出される金額を支給額とします。

支給額

=

家賃額

-

月の世帯の収入額
- 基準額

なお、住居を喪失した方については、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額に限ります。



裏面のチェックリストで給付要件に当てはまるか確認してみてください。

給付要件チェックリスト

項目	チェック欄																		
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方ですか？	<input type="checkbox"/>																		
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>																		
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>																		
世帯の収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※香川県（高松市を除く。）の場合（単位：万円）	<input type="checkbox"/>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>単身</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額（月額）</td> <td>11.0</td> <td>15.3</td> <td>18.2</td> <td>21.7</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額（上限額）</td> <td>3.2</td> <td>3.8</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	単身	2人	3人	4人	5人	収入基準額（月額）	11.0	15.3	18.2	21.7	25.1	支給家賃額（上限額）	3.2	3.8	4.2	4.2	4.2	
世帯人数	単身	2人	3人	4人	5人														
収入基準額（月額）	11.0	15.3	18.2	21.7	25.1														
支給家賃額（上限額）	3.2	3.8	4.2	4.2	4.2														
世帯の資産が一定額（※）以内ですか？ ※香川県（高松市を除く。）の場合（単位：万円）	<input type="checkbox"/>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>単身</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産の合計額</td> <td>46.8</td> <td>69</td> <td>84</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	単身	2人	3人	4人以上	金融資産の合計額	46.8	69	84	100									
世帯人数	単身	2人	3人	4人以上															
金融資産の合計額	46.8	69	84	100															
ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行いますか？	<input type="checkbox"/>																		
国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていませんか？	<input type="checkbox"/>																		
同一の世帯に属する方を含め暴力団員ではありませんか？	<input type="checkbox"/>																		

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、このチェックリストを持ってお住まいの市町の自立相談支援機関に相談してください。

住宅の初期費用や住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、市町社会福祉協議会が行う「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。詳しくはお問い合わせください。



よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。(申請時、ハローワークへの仮登録はお願いしています)

例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関までお気軽に